

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第三十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 自動車税事務所(第三十六条・第三十七条)」を「第三款 自動車税事務所(第三十六条・第三十七条)」に、「岐阜地域福祉事務所」を「岐阜県岐阜地域福祉事務所」に、「第九十九条の二」を「第九十九条の三」に、「第二十四款 岐阜関ヶ原古戦場記念館(第二百十条・第二百一十一条)」に、「第二十五款 岐阜県旅券センター(第二百二十二条 第二百五条)」を「第二十三款の二 岐阜県旅券センター(第一百九条の二・第一百九条の三)」に改める。

第十四款 岐阜関ヶ原古戦場記念館(第二百十条・第二百一十一条) 第十五款 削除

第三条第二項中「岐阜県部等設置条例」を「岐阜県部設置条例」に改め、「以下「部等設置条例」という。」を削り、「知事直轄組織及び部並びに」を「部及び」に改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和八年四月一日

第四条の見出しを「(知事公室)」に改め、同条第一項中「知事直轄組織」を「知事公室」に改め、同項の表を次のように改める。

課	係
秘書広報課	政策広報係、管理調整係、秘書係、報道係、広報コンテツ係、広聴広報係
行政管理課	管理・業務改善係、行政管理係
人事課	管理・人材育成係、企画調査係、人事係、服務係、給与係
職員厚生課	管理福利係、公務災害係、給付・年金係、健康管理係、健康支援係

第四条第二項の表を次のように改める。

課	分 掌 事 務
秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 一 知事公室における県民の窓口に関する事。 二 知事公室における議会の窓口に関する事。 三 秘書広報政策、県政運営及び人事労務政策の総合的な企画立案及び調整に関する事。 四 知事及び副知事の秘書に関する事。 五 皇室に関する事。 六 儀式に関する事。 七 栄典、褒賞及び表彰に関する事。 八 県政に係る広報の企画調整に関する事。 九 県政の啓発、宣伝並びに県の知名度及びイメージアップに関する事。 十 報道機関への県政情報の提供に関する事。 十一 県政の広聴に関する事。 十二 部内の他の所掌に属さない事務に関する事。 十三 部内の事務の連絡調整及び応援に関する事。
行政管理課	<ol style="list-style-type: none"> 一 行政事務の合理化及び効率化に関する事。 二 外部監査に関する事。 三 内部統制に関する事。 四 県民からの苦情等及びその調整に関する事。 五 職員等からの公益通報に関する事(他の所掌

人事課	<ol style="list-style-type: none"> 一 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事(他の所掌に属するものを除く)。 二 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。 三 組織及び職員の定数の管理に関する事。 四 人材育成の総合的な企画及び推進に関する事。 五 職員研修及びキャリア形成支援に関する基本的な方針に関する事。 六 職員の表彰に関する事。 七 職員研修所に関する事。
職員厚生課	<ol style="list-style-type: none"> 一 職員の福利厚生、健康づくり及び保健に関する事。 二 地方公務員の公務災害補償に関する事。 三 恩給及び退職料に関する事。 四 地方職員共済組合岐阜県支部及び一般財団法人岐阜県職員互助会に関する事。

第四条に次の二項を加える。

- 3 行政管理課に本庁課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)として職場環境対策室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室にハラスメント対策係を置く。
- 4 前項の職場環境対策室の分掌事務は、第二項の表行政管理課の項第八号に掲げる事務とする。
- 5 第五条第一項の表人事課の項、行政管理課の項及び職員厚生課の項並びに同条第二項の表人事課の項、行政管理課の項及び職員厚生課の項を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。
- 3 管財課に本庁課内室として県有施設管理室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に電気設備係、機械設備係及び建築係を置く。
- 4 前項の県有施設管理室の分掌事務は、第二項の表管財課の項第二号、第四号及び第

六号に掲げる事務とする。

第六条第一項の表総合政策課の項中「政策連携係、地方創生係、万博連携係」を「地方創生係、政策連携係、調査企画係」に改め、同表SDGs推進課の項を削り、同表市町村課の項の次に次のように加える。

統計課

管理調整係、企画分析係、統計情報係、人口労働係
商工農林係、生活教育係

第六条第一項の表未来創成課の項中「総務・管理調整係」を「管理調整係」に改め、同表情報システム課の項中「管理審査係」を「管理調整係」に改め、同条第二項の表総合政策課の項第七号中「清流の国ぎふ」創生総合戦略」を「総合戦略」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号の前に次の二号を加える。

- 十二 国等への要望及び提案に関すること。
- 十三 SDGsの推進に関すること。

第六条第二項の表SDGs推進課の項を削り、同表市町村課の項の次に次のように加える。

統計課

- 一 基幹統計調査その他の国の統計調査に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 二 県統計調査に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 三 統計の企画及び分析に関すること。
- 四 統計資料の収集、管理、提供等に関すること。
- 五 統計知識の普及啓発に関すること。

第六条に次の二項を加える。

5 総合政策課に本庁課内室としてSDGs推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室にSDGs推進係を置く。

6 前項のSDGs推進室の分掌事務は、第二項の表総合政策課の項第十三号に掲げる事務とする。

第七条第一項の表環境生活政策課の項中「生物多様性係」を削り、同表省エネ・再エネ社会推進課の項の次に次のように加える。

自然環境課

管理調整係、企画係、生物多様性係、自然公園係、山の日全国大会推進係

第七条第一項の表統計課の項及び岐阜地域環境室の項を削り、同条第二項の表環境生活政策課の項中第八号から第十三号までを削り、第十四号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 岐阜地域環境事務所に関すること。

第七条第二項の表環境生活政策課の項中第十五号を削り、第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とし、同表省エネ・再エネ社会推進課の項の次に次のように加える。

自然環境課

- 一 自然環境保全施策の企画調整に関すること。
- 二 生物多様性の保全に関すること。
- 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- 四 自然環境の保全に関すること。
- 五 中部山岳国立公園の活性化に関すること。
- 六 自然公園に関すること。
- 七 東海自然歩道及び中部北陸自然歩道に関すること。
- 八 山の日全国大会の推進に関すること。
- 九 岐阜県野生動物管理推進センターに関すること。

第七条第二項の表統計課の項及び岐阜地域環境室の項並びに同条第三項及び第四項を削る。

第八条第一項の表医療福祉連携推進課の項の次に次のように加える。

健康推進課

管理調整係、健康企画係、健康増進係、がん・受動喫煙対策係

第八条第二項の表健康福祉政策課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 医療構想に関すること(他の所掌に属するものを除く。)
- 第八条第二項の表医療福祉連携推進課の項の次に次のように加える。

健康推進課

- 一 健康づくりに係る総合的な企画立案及び調整に関すること。
- 二 生活習慣病対策に関すること。

- 三 食育の推進に関する事(他の所掌に属するものを除く)。
- 四 食生活の改善に関する事。
- 五 保健師に関する事(医療福祉連携推進課の所掌に属するものを除く)。
- 六 栄養士に関する事。
- 七 南飛騨健康増進センターに関する事。
- 八 レクリエーションに関する事。

第八條第二項の表保健医療課の項第一号中「関すること」の下に「(他の所掌に属するものを除く)」を加え、同項第七号から第十五号までを削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 生活衛生課に本庁課内室として食品安全推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に食品指導係及び食品安全対策係を置く。

4 前項の食品安全推進室の分掌事務は、第二項の表生活衛生課の項第一号から第三号まで、第五号及び第十六号から第二十二号までに掲げる事務とする。

第九條第一項の表地域産業課の項中「地場産業振興係、伝統産業振興係」を「企画係地場産業係、伝統産業係、国内展開係、海外展開係」に改め、同表県産品流通支援課の項を削り、同条第二項の表地域産業課の項に次の四号を加える。

- 五 県産品の販路開拓及び流通支援に関する事。
- 六 県産品のブランド化及び商品開発に関する事。
- 七 県産品の海外販路開拓支援に関する事。
- 八 アクティブGに関する事。

第九條第二項の表県産品流通支援課の項を削り、同表岐阜地域産業労働室の項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「関すること」の下に「岐阜地域に係ることに限る。以下この項において同じ。」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第六号を第三号とし、第七号から第十四号までを三号ずつ繰り上げる。

第九條の二第二項の表観光資源活用課の項中「観光資源活用課」を「観光企画課」に、「観光コンテンツ係、広域連携係」を「観光企画係、サステナブル・ツーリズム推進係、観光魅力創造係、観光資源活用係、岐阜地域観光係」に改め、同表国際交流課の項を削り、同表文化創造課の項中「管理調整係」の下に「文化企画係」を加え、「文化交流係」を削り、同表地域スポーツ課の項中「管理調整係」の下に「スポーツ企画係」を加え、「冬季国入水推進係」を「冬季国入水総務係、冬季国入水運営係」に改め、同

表ねりんピック推進事務局の項を削り、同条第二項の表観光文化スポーツ政策課の項第三号中「観光国際政策」を「観光政策」に改め、同項第四号から第八号までを次のように改める。

四 国際交流及び国際協力施策の企画調整及び推進に関する事(他の所掌に属するものを除く)。

五 国際機関に関する事。

六 公益財団法人岐阜県国際交流センターに関する事。

七 通訳及び翻訳の支援に関する事。

八 旅券センターに関する事。

第九條の二第二項の表観光文化スポーツ政策課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表観光資源活用課の項中「観光資源活用課」を「観光企画課」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第九号とし、第二号を第八号とし、同項第一号中「(関ヶ原古戦場を除く)」を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

一 観光政策の企画立案及び調整に関する事。

二 飛騨・美濃じまん運動に関する事。

三 観光産業の振興に関する事(他の所掌に属するものを除く)。

四 観光情報の収集及び提供に関する事。

五 旅行業に関する事。

六 サステナブル・ツーリズムに関する事。

第九條の二第二項の表観光資源活用課の項に次の二号を加える。

十 一般社団法人岐阜県観光連盟に関する事。

十一 産業観光、国際観光、広域観光等に関する事(岐阜地域に係ることに限る)。

第九條の二第二項の表国際交流課の項を削り、同表文化創造課の項第一号中「文化行政の企画調整及び推進」を「文化政策の企画立案及び調整」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、同表地域スポーツ課の項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 スポーツ政策の企画立案及び調整に関する事。

第九條の二第二項の表ねりんピック推進事務局の項を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 観光文化スポーツ政策課に本庁課内室として国際交流室を置き、同室の事務を分掌

させるため、同室に国際連携係及び国際交流係を置く。

4 前項の国際交流室の分掌事務は、第二項の表観光文化スポーツ政策課の項第四号から第八号までに掲げる事務とする。

第十条第一項の表農政課の項中、「政策調整係」を削り、同表農産物流通課の項中「流通企画係」を「販売戦略係」に、「地産地消係、販売対策係」を「地産地消係」に改め、同表農業経営課の項中「普及企画係」の下に「就農支援係、経営強化係、地域計画係、就農研修係」を加え、「農業共済・金融係」を削り、同表農産園芸課の項中「ぎふ清流GAP推進係、米麦大豆係、水田経営係」を「環境保全農業係、水田農業振興係」に改め、「花き振興係」を削り、同表農地整備課の項中「水利・小水力係、農地・農道係」を「水利・農道係、ほ場整備係」に改め、同条第二項の表農政課の項第四号中「第七号、第八号及び第十号」を「第八号、第九号及び第十号」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 アグリパーク構想の推進に関すること。

第十条第二項の表農政課の項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「畜産研究所及び水産研究所」を「及び畜産研究所」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 地方競馬に関すること。

第十条第二項の表農産物流通課の項第五号中「地産地消」を「地消地産」に改め、同表農産園芸課の項第一号を削り、同項第二号中「環境保全型農業」を「みどりの食料システム戦略」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 GAPの推進に関すること。

第十条第二項の表里川・水産振興課の項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 水産研究所に関すること。

第十条第三項の表農政課の部を次のように改める。

農政課	農業イノベーション推進室	アグリパーク構想推進係、スマート農業推進係
	笠松競馬支援室	支援係

第十条第三項の表農業経営課の部を削り、同表家畜防疫対策課の部中「捕獲調査係、経口ワクチン対策係」を「野生いのしし対策係」に改め、同条第四項の表笠松競馬支援室の項中「第七号」を「第九号」に改め、同項の前に次のように加える。

農業イノベーション推進室	第二項の表農政課の項第七号及び第八号に掲げる事務
--------------	--------------------------

第十条第四項の表スマート農業推進室の項及び担い手対策室の項を削り、同表コクチバス対策室の項中「第九号」を「第十号」に改める。

第十三条第一項の表都市政策課の項中「まちづくり推進係」を削り、同表建築指導課の項中「構造審査係、盛土規制係」を「開発・盛土係」に改め、同表都市公園課の項を削り、同表に次のように加える。

公園緑地課	管理調整係、企画推進係、整備管理係
-------	-------------------

第十三条第二項の表都市政策課の項第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 新交通の準備に関すること。

第十三条第二項の表都市公園課の項を削り、同表に次のように加える。

公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> 一 県営都市公園の管理運営、整備及び活用推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 二 都市公園に係る国、市町村等との調整に関すること。
-------	---

第十三条第三項中「都市公園・交通局」を「リニア未来都市局」に改め、同条第四項中「都市公園・交通局」を「リニア未来都市局」に、「都市公園課、公共交通課及びリニア推進課」を「公共交通課、リニア推進課及び公園緑地課」に改め、同条第五項の表住宅課の項の前に次のように加える。

都市政策課	まちづくり事業推進室	企画調整係、新交通準備係
-------	------------	--------------

第十三条第五項の表都市公園課の項を削り、同条第六項の表空家対策推進室の項の前に次のように加える。

まちづくり事業推進室
第二項の表都市政策課の項第十六号及び第十七号に掲げる事務

第十三条第六項の表都市緑化フェア推進室の項を削る。
第十七条第一項中「部長」の下に「(知事公室にあつては、室長。以下同じ。)」を加える。

第十八条第一項中「部」の下に「(知事公室を除く。)」を、「環境エネルギー生活部」の下に「子ども・女性部」を加え、同条第二項中「環境エネルギー生活部」の下に「子ども・女性部」を加える。

第二十条第一項の表一の項中「岐阜地域環境室及び」及び「ねんりんピック推進事務局にあつては事務局長」を削る。
第二十条の二を削る。
第二十三条を次のように改める。
第二十三条 削除

第二十四条の表総合企画部の部の前に次のように加える。

知事公室	次長(人事労務担当)	一人	上司の命を受け、職員的人事及び労務管理その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
------	------------	----	---

第二十四条の表健康福祉部の部次長(福祉担当)の項の前に次のように加える。

次長(医療担当)	一人	上司の命を受け、医療その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
----------	----	----------------------------------

第二十四条の表観光文化スポーツ部の部次長(スポーツ担当)の項及び次長(スポーツ科学センター担当)の項を削る。
第二十六条第一項の表広報課の部を次のように改める。

秘書広報課	総括秘書監	一人	上司の命を受け、知事及び副知事の秘書に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	広報企画監	一人	上司の命を受け、県広報の企画に関し特に命ぜられた事務を処理する。

行政管理課
改革推進監
一人
上司の命を受け、行政事務の見直しに関し特に命ぜられた事務を処理する。

人事課
人事管理対策監
一人
上司の命を受け、人事及びサービスの管理その他特に命ぜられた事務を処理する。

職員厚生課
職員健康管理監
一人
上司の命を受け、職員の健康管理その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表人事課の部、行政管理課の部及び職員厚生課の部を削り、同表総務事務センターの部に次のように加える。

システム活用推進監
一人
上司の命を受け、人事給与システムに関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表総務事務センターの部の次に次のように加える。

総合政策課	戦略推進監	一人	上司の命を受け、総合戦略に関し特に命ぜられた事務を処理する。
	政策企画監	一人	上司の命を受け、国等への要望及び提案その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表情報システム課の部中「地域情報化及び社会保障・税番号制度」を「情報システム」に改め、同表環境生活政策課の部を削り、同表省エネ・再エネ社会推進課の部の次に次のように加える。

自然環境課	生物多様性企画監	一人	上司の命を受け、生物多様性の保全に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表県民生活課の部消費生活対策監の項を削り、同部の次に次のよ

うに加える。

健康福祉政策課	医療構想推進監	一人	上司の命を受け、医療構想の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	---------	----	-----------------------------------

第二十六条第一項の表医療福祉連携推進課の部在宅医療福祉推進監の項を削り、同表保健医療課の部を次のように改める。

健康推進課	健康推進監	一人	上司の命を受け、健康増進事業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	-------	----	-------------------------------------

第二十六条第一項の表企業誘致課の部中「立地支援監」を「誘致企画監」に、「産業用地開発」を「企業誘致活動」に改め、同表航空宇宙産業課の部中「航空宇宙・ドローン産業連携監」を「産業支援企画監」に改め、同表県産品流通支援課の部を次のように改める。

地域産業課	地場産業対策監	一人	上司の命を受け、地場産業の振興その他特に命ぜられた事務を処理する。
	販路戦略企画監	一人	上司の命を受け、県産品の販路開拓の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
国際交流室	国際連携推進監	一人	上司の命を受け、国際連携の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
観光企画課	岐阜地域観光推進監	一人	上司の命を受け、岐阜地域における観光政策の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表国際交流課の部を削り、同表文化創造課の部文化交流推進監の項中「文化交流推進監」を「文化施設企画監」に、「文化交流の推進」を「県有文化施設の企画及び調整」に改め、同表文化伝承課の部及びびねりんピック推進事務局の部を削り、同表農産物流通課の部中「販売戦略企画監」を「地消地産推進監」に、「販売戦略に関し」を「地消地産その他」に改め、同表農業経営課の部技術指導監の項の次に

のように加える。

担い手対策監	一人	上司の命を受け、新規就農者等の育成に関し特に命ぜられた事務を処理する。
--------	----	-------------------------------------

第二十六条第一項の表農産園芸課の部花き・農業環境対策監の項中「花き・農業環境対策監」を「農業環境・花き対策監」に、「花きの振興及び農業の環境対策」を「農業の環境対策及び花きの振興」に改め、同部花と緑の振興センター長の項中「花と緑の振興センター長」を「米総合対策監」に、「清流の国ぎふ花と緑の振興センターの運営その他」を「米麦大豆の生産振興及び水田活用に関し」に改め、同表家畜防疫対策課の部CSF対策・養豚業再生支援センター長の項を削り、同表技術検査課の部副検査監の項中「三人」を「二人」に改め、同表建築指導課の部建築物地震対策推進企画監の項中「建築物地震対策推進企画監」を「建築企画監」に、「地震対策の」を「安全対策の」に改め、同部建築構造審査監の項及び盛土対策調整監の項を削り、同表水道企業課の部の次に次のように加える。

公共交通課	交通企画監	一人	上司の命を受け、公共交通に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	-------	----	--------------------------------

第二十六条第一項の表都市公園課の部中「都市公園課」を「公園緑地課」に、「ぎふワールド・コースガーデン企画推進監」を「都市公園企画監」に改め、同表都市緑化フェア推進室の部を削り、同表出納管理課の部財務会計システム開発企画監の項中「財務会計システム開発企画監」を「会計システム企画監」に、「次期財務会計システム」を「財務会計システム等」に改め、同条第二項中「広聴監」を「改革推進監」に改め、「改革推進監」及び「消費生活対策監」を削り、「立地支援監」を「誘致企画監」、地場産業対策監」に改め、「国際連携推進監」を削る。

職員厚生課

岐阜県公務災害補償等認定委員会	岐阜県議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第四十二号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県公務災害補償	岐阜県議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第四十二号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県公務災害補償	岐阜県議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第四十二号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

債等審査会	公務災害補償等に関する条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
岐阜県職員保健審査会	岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務

第三十条の表法務・情報公開課及び公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号の公益法人をいう。)又は移行法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第二百二十三条第一項に規定する移行法人をいう。)の事業の目的に関連する事務を所掌する本庁の課の部中「又は」を「若しくは」に改め、「目的」の下に「又は公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号の公益信託をいう。)の事務の目的」を加え、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に、「規定」を「及び公益信託に関する法律の規定」に改め、同表職員厚生課の部及び環境生活政策課の部岐阜県自然環境保全審査会の項を削り、同部の次に次のように加える。

自然環境課	岐阜県自然環境保全審査会	岐阜県自然環境保全条例(昭和四十七年岐阜県条例第十七号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-------	--------------	---

第三十条の表医療福祉連携推進課の部の次に次のように加える。

健康推進課	岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-------	--------------------	--------------------------------------

第三十条の表保健医療課の部岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会の項を削り、同表地域産業課の部に次のように加える。

飛騨・美濃すべれもの認定審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
-----------------	--------------------------------------

第三十条の表県産品流通支援課の部を削り、同表観光資源活用課の部中「観光資源活用課」を「観光企画課」に改める。

第三十五条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第四項の表第一号中「自動車税環境性能割及び自動車税種別割」を「自動車税」に改める。
第三十七条の表総務課税課の項第四号を削り、同項第五号中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。
第四章第一節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 岐阜県岐阜地域環境事務所

(係の設置)

第三十七条の二 県事務所等条例第三条第一項に規定する岐阜県岐阜地域環境事務所に環境保全係及び廃棄物対策係を置く。
(所掌事務)

第三十七条の三 岐阜地域環境事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 岐阜地域の環境施策の企画調整及び推進に関すること。
 - 二 リサイクルの推進に関すること(岐阜地域に係ることに限る。以下この項において同じ。)
 - 三 ゴルフ場の環境管理に関すること。
 - 四 公害対策に関すること。
 - 五 環境汚染化学物質対策に関すること。
 - 六 環境に関する調査、試験、検査等に関すること。
 - 七 公害防止施設等の融資及び利子補給に関すること。
 - 八 廃棄物に関すること。
 - 九 浄化槽に関すること。
 - 十 土砂等による埋立て等の規制に関すること。
 - 十一 自然環境の保全に関すること。
 - 十二 自然公園に関すること。
 - 十三 温泉に関すること(保健所の所掌に属するものを除く。)
 - 十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。
- 2 前項に規定するもののほか、岐阜地域環境事務所において処理する事務は、次のとおりとする。
- 一 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

二 県有財産及び物品の管理に関する事。

第三十八条中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条の表三の部中「岐阜県関係保健所」の下に「及び岐阜県恵那保健所」を加え、同部健康増進課の項中「健康づくり係」を削り、同表四の部中「及び岐阜県恵那保健所」を削り、同部健康増進課の項中「保健予防係」の下に「健康づくり係」を加える。

第五款 岐阜地域福祉事務所を「第五款 岐阜県岐阜地域福祉事務所」に改める。
第四十条の二中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「岐阜地域福祉事務所」を「岐阜県岐阜地域福祉事務所」に改める。

第四十一条の表一の部家庭支援第一課の項中「家庭支援第二係」の下に「家庭支援第三係」を加え、同部家庭支援第二課の項中「家庭支援第三係、家庭支援第四係」を「家庭支援第一係、家庭支援第二係、家庭支援第三係」に改め、同部判定課の項中「判定第二係」の下に「判定第三係」を加え、同表二の部中「及び岐阜県中濃子ども相談センター」を削り、同表四の部を五の部とし、三の部を四の部とし、二の部の次に次のように加える。

三 岐阜県中濃子ども相談センター		総務課	管理調整係
判定課	家庭支援課	家庭支援第一係、家庭支援第二係、家庭支援第三係	判定第一係、判定第二係

第四十二条の表六の項第一号中「及び地域連携課」を「地域連携課及び家庭支援課」に改め、同表八の項第二号中「関すること」の下に「中濃子ども相談センターを除く。次号において同じ。」を加える。

第四十四条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条の表一の部林業課の項、二の部林業課の項及び四の部林業課の項中「治山係」を「治山林道係」に改め、同表五の部林業課の項中「林道係」を削り、同部森林保全課の項中「治山第二係」の下に「林道係」を加え、同表六の部林業課の項中「治山林道係」を「治山林道係」に改め、同表七の部林業課の項中「森林管理係」を「治山林道係」に改め、同表八の部林業課の項中「林道係」を削り、同部森林保全課の項中「治山第二係」の下に「林道係」を加え、同表九の部林業課の項中「治山第一係、治山第二係」を「治山林道第一係、治山林道第二係」に改め、同表十の部森林保全課の項中「治山係」を「治山林道係」に改める。

第四十五条第一項の表五の項第十四号中「関すること」の下に「(郡上農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所を除く。第十七号、第十八号、第二十号及び第二十一号において同じ。)」を加え、同項第十七号中「(郡上農林事務所、恵那農林事務所及び飛騨農林事務所を除く。次号、第二十号及び第二十一号において同じ。)」を削り、同表六の項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 1 林道事業の計画、調査設計及び施行に関する事。
- 第四十五条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。
- 第四十七条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。
- 第四十九条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。
- 第五十二条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。
- 第五十六条第一項中「畜産研究所及び水産研究所」を「及び畜産研究所」に改め、同条第二項中「中山間農業研究所」の下に「水産研究所」を加える。
- 第五十九条中「管理研修係」の下に「及び研修企画係」を加える。

第九十九条の二の見出し中「係」を「課及び係」に改め、同条中「女性相談支援センター」の下に「相談支援課を置き、同課の事務を分掌させるため。」を加え、第四章第三節第十九款中同条の次に次の一条を加える。

(課の分掌事務)
第九十九条の三 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務
相談支援課	1 女性の相談支援に関する事。 2 女性の安全確保及び一時保護に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 配偶者暴力相談支援センター業務に関する事。

第四章第三節第二十三款の次に次の一款を加える。

第二十三款の二 岐阜県旅券センター
(設置)

第一百九条の二 旅券に関する事務を行うため、岐阜市に岐阜県旅券センターを設置する。

2 旅券センターに管理旅券係を置く。

(所掌事務)

第一百九条の三 旅券センターの所掌事務は、旅券に関することとする。

2 前項に規定するもののほか、旅券センターにおいて処理する事務は、次のとおりとする。

一 センター内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

二 県有財産及び物品の管理に関すること。

第四章第三節第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二百二十二条から第二百二十五条まで 削除

第一百六十条の表三の項中「岐阜保健所にあつては、二人」を削り、同表四の項中「二人」を削り、同表五の項中「揖斐農林事務所、可茂農林事務所、恵那農林事務所」を削り、同表七の項中「揖斐土木事務所」及び「下呂土木事務所」を削り、同表八の項中「二人」を削り、同表十の項中「副校長」の下に「二人」を加え、同表中二十三の項を二十六の項とし、十九の項から二十二の項までを三項ずつ繰り下げ、同表十八の項中「副館長」の下に「二人」を加え、同項を同表二十一の項とし、同表中十七の項を二十の項とし、十六の項を十九の項とし、十五の項を削り、十四の項を十八の項とし、同項の前に次のように加える。

十七	旅券センター	副所長
----	--------	-----

第一百六十条の表中十三の項を十六の項とし、十二の項を十五の項とし、同項の前に次のように加える。

十三	精神保健福祉センター	副所長
十四	国際たくみアカデミー	副校長

第一百六十条の表中十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

十一	看護専門学校	副校長それぞれ一人
----	--------	-----------

第一百七十一条の表十の項中「五人」を「四人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社